

議案第118号

北上市行政財産使用料条例の一部を改正する条例

北上市行政財産使用料条例（平成3年北上市条例第63号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p><u>(使用料の徴収方法)</u></p> <p><u>第5条 使用料は、前納しなければならない。ただし、使用期間が3月を超える場合において市長が特に必要と認めたときは、当該使用期間内において分割して納付することができる。</u></p>	<p><u>(使用料の徴収方法)</u></p> <p><u>第5条 使用料の徴収方法については、規則で定める。</u></p>

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

令和8年2月19日提出

北上市長 八重樺 浩文

提案理由

行政財産使用料の徴収方法を規則で定めるため、所要の改正をしようとするものである。